

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿南町長

市町村名 (市町村コード)	阿南町 (204048)
地域名 (地域内農業集落名)	新野 (新野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、集団的でまとまりのある農地が多く、条件の良い農地を多く有する地域である。人口減少と高齢化に伴う農業者の減少が課題であり、良好な景観と農地維持のため法人が参入し、農地利用・集積が進められている地域である。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手法人への支援と農地集積、生産した農作物により収益を上げるための販路開拓が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者不足により個々の農家で農地を維持していくことは難しく、担い手法人等を中心に集団的な農業生産活動、農地維持を行う。

良好な景観と農地利用を維持するため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	154 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	15 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、区域内で条件が悪く、既に耕作されていない区域は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人等集团的農業経営体を中心に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
対象農地の場所や担い手等の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
県営中山間総合整備事業、農地耕作条件改善事業により計画的に基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域外から新野地域での営農を望む経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業、無農薬栽培は、近隣農地に影響が少ない集团的農地から離れた山際の農用地を利用して行う。
- ⑨法人等集团的農業経営体を中心に農用地の集積を進める。